

川崎市の主要出資法人

資料 2

1 関係法令

●地方自治法第221 条第3 項

⇒普通地方公共団体の長は、出資等をしている法人で、政令（同法施行令第152 条）で定めるものについて、その状況を調査し報告を求めることができると定められている。

●同法施行令第152 条（政令）

⇒地方自治法第221 条第3 項の対象法人として、下記のを定めている。

・当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

・当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

・当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

●川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

⇒「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」と定めている。

2 川崎市主要出資法人一覧

本市では、地方自治法等で定められている、出資率が25%以上等の団体と、その他、指導・調整が必要な団体について、「川崎市主要出資法人等総合調整要綱」に基づき「主要出資法人」と位置付けており、「出資法人の経営改善指針」の対象としている。

（平成29年7月末現在 24 法人）

（単位：％）

出資区分	公益財団法人、一般財団法人など 〔15〕		特別法に基づいて設立した法人 〔3〕		株式会社 〔6〕	
	法人名	出資率	法人名	出資率	法人名	出資率
全額出資 〔8〕	川崎市文化財団	100.0	川崎市土地開発公社	100.0		
	川崎市産業振興財団	100.0	川崎市住宅供給公社	100.0		
	川崎市公園緑地協会	100.0				
	川崎市消防防災指導公社	100.0				
	川崎市学校給食会	100.0				
	川崎市生涯学習財団	100.0				
50%以上 100%未満 〔7〕	川崎市国際交流協会	99.6			川崎冷蔵	80.0
	川崎市まちづくり公社	96.2			かわさき市民放送	55.0
	川崎市身体障害者協会	68.9			川崎臨港倉庫埠頭	50.0
	川崎市看護師養成確保事業団	68.9				
	川崎・横浜公害保健センター	66.6				
25%以上 50%未満 〔7〕	川崎市母子寡婦福祉協議会	42.6			川崎アゼリア	42.8
	川崎市スポーツ協会	40.9			みぞのくち新都市	35.0
	川崎市シルバー人材センター	30.6			かわさきファズ	31.9
25%未満 〔2〕	かわさき市民活動センター	16.3	川崎市信用保証協会	18.8		